

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市情報公開審査会  
会長 玉田 裕子

## 答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長から令和4年4月22日付け大計監第234号及び同日付け大計監第236号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が令和4年2月18日付け大計建確第176号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定1」という。）は妥当である。

実施機関が令和4年3月22日付け大計監第438号により行った部分公開決定（以下「本件決定2」という。）を取り消し、「監察課が建築基準法上の適合性に係る調査を行った際に収受又は作成した資料」に係る公文書を、審査請求人から提出された文書を含め改めて特定した上で、公開等の決定をすべきである。

また、本件決定2で実施機関が公開しないこととした部分のうち、別表に掲げる報告を求める内容、報告を求める理由及び注釈の一部は、公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、令和4年2月4日、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容として、次のアからウに関する公文書の公開を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 北区A地 a 丁目 b-c（A店とB）（1、2階）の設計図とその他それに添付されている申請書類 工事関係書類、調査資料一式（計画調整局のみ）

イ 北区A地 a 丁目 b-d（1～3階）の設計図とその他それに添付されている申請書類 工事関係書類、調査資料一式（計画調整局のみ）

ウ 北区A地 a 丁目 b-e 1～5階+地下 の設計図とその他それに添付されている申請書類 工事関係書類、調査資料一式（計画調整局のみ）

なお、本件請求の内容について、実施機関が、公文書特定のため、審査請求人へ聞き取りを行ったところ、「設計図とその他それに添付されている申請書類 工事関係書類」は「請求時点までの間に大阪市が保有している確認申請図書一式」を指し、「調査

資料一式（計画調整局のみ）」は「計画調整局建築指導部監察課が当該建築物における建築基準法上の適合性に係る調査を行った際に収受又は作成した資料」を指すとのことであった。

## 2 本件各決定

### (1) 本件決定1

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、上記第2.1ア及びイの調査資料一式を除く公文書について保有していない理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定1を行った。

#### 記

ア 上記第2.1ア及びウの建築物については、確認申請図書の保存期間は、建築基準法施行規則第6条の3第5項第1号の規定（平成19年6月20日施行）に基づき15年間であるところ、本市が保存している平成18年度以降の建築確認図書に該当するものがなく、請求に係る公文書は存在しないため。

イ 上記第2.1イの建築物については、建築基準法第6条の2第1項（平成11年5月1日施行）により、国土交通省が指定した指定確認検査機関に対して確認申請がされており、本市は当該建築物に係る確認申請図書を保有しておらず、請求に係る公文書は存在しないため。

ウ 上記第2.1ウの調査資料一式については、計画調整局建築指導部監察課が当該建築物における建築基準法上の適合性に係る調査を行っていないことから、請求に係る公文書をそもそも収受又は作成しておらず、実際に存在しないため。

### (2) 本件決定2

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、上記第2.1ア及びイの調査資料一式の公文書について次のとおり特定した上で、条例第10条第1項に基づき、公開しないこととした部分及び公開しない理由を次のとおり付して本件決定を行った。

#### 記

##### 【特定した公文書】

ア 第2.1ア北区A地a丁目b-c（家屋番号f番の建築物）についての次の文書

(7) 令和3年11月29日付け決裁「建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告について（依頼）」（以下「文書1」という。）

(イ) 応対日2021年6月28日の「通報関係受付シート」（以下「文書2」という。）

イ 第2.1イ北区A地a丁目b-d（家屋番号g番hの建築物）についての次の文書

(7) 令和3年11月1日付け決裁「建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告について（依頼）」（以下「文書3」という。）

(イ) 2022年1月31日付け「建築基準法第12条第5項に基づく報告書」（以下「文書4」という。）

(ウ) 応対日2020年11月20日の「通報関係受付シート」（以下「文書5」という。）

【公開しないこととした部分】

ア 文書1及び文書3について

当該建築物との関係、依頼先の工事関係者である法人の名称、報告を求める内容、報告を求める理由及び注釈の一部並びに送付先リストの送付先、宛先、郵便番号、住所及び建築物の写真のうち車のナンバープレート

イ 文書2及び文書5について

苦情内容、通報者及び関係者の氏名、性別、電話番号及び注意事項並びに事後経過の一部

ウ 文書4について

個人の氏名、住所、電話番号並びに印影及び法人の名称、住所、電話番号並びに印影及び質疑事項回答の一部、添付されている図面のうち建築物内部に関する部分及び写真のうち個人が判別できる部分。(ただし、公にされているものを除く。)

【上記の部分を開示しない理由】

ア 条例第7条第1号に該当

(説明)

文書1に添付されている建築物の写真のうち車のナンバープレートは、個人に関する情報であって、他の情報との照合により、特定の個人が識別され得る情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

文書2及び文書5に記載されている通報者の氏名、性別、電話番号並びに「苦情内容」、「注意事項」及び「事後経過」の内容の一部は、当該情報及び他の情報との照合により、特定の個人が識別され得る情報であるとともに、通報対応に係る経過が明らかになることで、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

文書4に記載されている個人の氏名、電話番号及び写真の一部については、いずれも個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

文書4に記載されている個人の印影については、その公開により、偽造あるいは転用が可能であることに加え、特定の個人が識別され得る情報であり、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

文書4に添付されている図面のうち建築物内部に関する部分については、個人の財産等に関する情報であって、これを公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

イ 条例第7条第2号に該当

(説明)

文書1及び文書3に記載されている当該建築物との関係、依頼先の工事関係者である法人の名称、報告を求める内容（上記1アの建築物のみ）、「報告を求める理由」、注釈の一部、送付先リストの送付先、宛先、郵便番号及び住所は、その公開により、企業イメージの低下、当該法人の名誉、社会的評価、社会的信用及び社会的活動の自由を損ない、当該法人の財産、権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

文書2及び文書5の「事後経過」の欄に記載された内容の一部は、通報者と監察課職員の会話内容、通報後の現地調査、現地調査後の工事関係者である法人に対する依頼書の送付等の経過についての情報であり、その公開により、企業イメージの低下、当該法人の財産、名誉、社会的評価、社会的信用及び社会的活動の自由等を損ない、当該法人の財産、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

文書4に記載されている法人の印影については、その公開により、偽造あるいは転用され、当該法人の事業運営が損なわれるおそれがある。また、報告書に記載されている法人の名称、住所、電話番号並びに「質疑事項回答」の一部は、その公開により、企業イメージの低下、当該法人の名誉、社会的評価、社会的信用及び社会的活動の自由を損ない、当該法人の財産、権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

ウ 条例第7条第5号に該当  
(説明)

文書2及び文書5の「注意事項」及び「事後経過」の一部の内容は、担当者の所見、担当者間のメモ、関係機関や法人担当者との会話内容等に関する調査情報を含んでおり、公開することにより、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

文書4に記載されている「質疑事項回答」の一部は、当該建築物に関する調査情報を含んでおり、その公開により、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

エ 条例第7条第6号に該当  
(説明)

文書4に添付されている図面のうち建築物内部に関する部分については、これを公にすることにより、犯罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の観点から人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和4年3月31日、本件各決定を不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査請求（以下「本件決定1」に

対する審査請求を「審査請求1」といい、「本件決定2」に対する審査請求を「審査請求2」といい、「審査請求1」と「審査請求2」をあわせて「本件各審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求1について

##### (1) 審査請求の趣旨

不存在としている書類の公開を求める。

##### (2) 審査請求の理由

不存在による非公開との事ですが、消防署員からも違反建築についての通報があったにもかかわらず、又、写真も存在するにもかかわらず、建築指導を違反建築に対してされなかったかどうか、なされなかったのはなぜかを法律の条文を明記して頂いた上で知りたいため。

#### 2 審査請求2について

##### (1) 審査請求の趣旨

部分公開決定を公開して頂きたい。不開示部分の公開を求めます。

##### (2) 審査請求の理由

当方とのお約束で各法律の条文を文書に示して頂けるとの事でしたがそれがなされていなかったため。

#### 3 意見書の要旨（令和5年6月30日付け意見書）

(1) 令和3年7月5日及び同月8日に計画調整局建築指導部監察課は、違法建築が行われている現場に通知看板を貼付しているが、情報公開文書には、この様な事実があったことの記録がない。

(2) 計画調整局建築指導部監察課の弁明書には、消防局の消防署員から通報を受けた事実はなく、現場調査を実施していないため、写真の収受または作成をしていない旨が述べられているが、令和3年11月に消防局から計画調整局へ通報が行われており、消防局にはその記録が存在する。

(3) 北区A地a丁目b-cの建物は、建築確認申請が行われなければならなかったにもかかわらず、計画調整局建築指導部監察課は取り締まらず、記録も資料もない。

(4) 北区A地a丁目b-dの建物について、計画調整局建築指導部監察課とのやり取りに関するメールがあるが、情報公開時の書類にない。

(5) 計画調整局建築指導部監察課の職員が、審査請求人について違法建築を行ったA社の被害者だと言ったが、その記録がない。

(6) 審査請求人が提出した調査報告書が情報公開文書にない。

(7) 審査請求人が計画調整局建築指導部監察課にA社への通知を作って欲しいと話をした記録がない。

- (8) 令和4年6月3日のC社の部長との間にあった案件や令和5年5月16日の計画調整局建築指導部監察課の職員とのやり取り等について、記録がない。

#### 第4 実施機関の主張

##### 1 本件決定1の理由

###### (1) 確認申請図書について

建築基準法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、建築主が建築物を建築しようとする場合、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

また、建築物の用途を変更して法第6条第1項第1号の特殊建築物のいずれかとする場合、法第6条第1項の規定と同様に手続を行わなければならない。

上記手続は、法第6条の2第1項の規定（平成11年5月1日施行）により、国土交通大臣等が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）の確認を受け、確認済証の交付を受けたときは、当該確認は法第6条第1項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなされる。

確認申請図書の保存期間は、法施行規則第6条の3第5項第1号に規定（平成19年6月20日施行）されており、確認済証の交付の日から起算して15年間となっている。

平成18年度以降に確認申請が行われているのは上記第2.1ア〜ウの建築物のうちイのみであった。このことから、上記第2.1アの建築物及び上記第2.1ウの建築物については平成18年度以降に確認申請が行われていないため、請求に係る公文書は存在しない。

また、第2.1イの建築物については、指定確認検査機関であるC社に対して確認申請がされており、本市では確認申請図書を保有しておらず、請求に係る公文書は存在しない。

###### (2) 第2.1ウの建築物の調査資料一式（計画調整局のみ）について

第2.1ウの建築物の調査資料一式については、計画調整局建築指導部監察課が当該建築物における建築基準法上の適合性に係る調査を行っていないことから、当該公文書をそもそも収受又は作成しておらず、実際に存在しない。

###### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は「消防署員からも違反建築についての通報があった」と主張しているが、第2.1ウの建築物については消防局から通報等を受けた事実はなく、現場調査を実施していないため、写真の収受又は作成をしておらず、実際に存在しない。

なお、第2.1ア及びイの調査資料一式については、本件決定2を行っている。

###### (4) 小括

以上の考え方により本件決定を行ったものであり、本件決定1に何ら違法又は不当というべき点はない。

## 2 本件決定2の理由

### (1) 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告について（依頼）（以下「依頼書」という。）について（文書1、文書3）

依頼書は、監察課において建築基準法の違反疑義がある建築物の法適合性の確認を行うため、依頼先の工事関係者である法人に対し報告を求めるものである。依頼書には当該建築物との関係、当該法人の名称、報告を求める建築物概要、報告を求める内容（文書1に限る）、報告を求める図書（文書3に限る）、報告を求める理由、報告期限及び報告先の項目及び注釈が記載されている。また、依頼書には、建築物の写真及び送付先リストが添付されている。

このうち当該建築物との関係、当該法人の名称、報告を求める内容（文書1に限る）、報告を求める理由及び注釈の一部並びに送付先リストに記載されている送付先、宛先、郵便番号及び住所は、その公開により、当該法人が工事を行った建築物が建築基準法に適合していない違法建築物であるといった推測をされることによる企業イメージの低下、当該法人の名誉、社会的評価、社会的信用及び社会的活動の自由を損ない、当該法人の財産、権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、条例第7条第2号ただし書に該当しないため、同号に規定する非公開情報に該当する。

建築物の写真には、車のナンバープレートが写り込んでいるが、当該車両の外観には、法人名や電話番号等の記載はなく、明らかに法人が所有している車両であるとは認められず、個人が所有する車両である可能性が高いと考えられる。したがって、建築物周辺の写真上の車のナンバープレートについては、個人に関する情報であって、他の情報との照合により、特定の個人が識別され得る情報であると認められ、かつ条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、同号に規定する非公開情報に該当するものである。

### (2) 通報関係受付シート（以下「受付シート」という。）について（文書2、文書5）

受付シートには、場所（通報の対象）、苦情内容、通報者、注意事項、応対日、応対者及び事後経過の項目があり、このうち苦情内容の欄には通報者の指摘する建築物の問題点、通報者の欄には通報者の氏名、性別及び電話番号、注意事項には通報に係る通報者からの情報、事後経過の欄には通報者の氏名、通報者と監察課職員のやり取り、通報後の現地調査及び現地調査後の建物所有者に対する依頼書の送付等の経過が記載されている。

受付シートに記載されている通報者の氏名、性別、電話番号並びに苦情内容、注意事項及び事後経過の内容の一部は、当該情報及び他の情報との照合により、特定の個人が識別され得る情報であるとともに、通報対応に係る経過が明らかになることで、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、同号に規定する非公開情報に該当するものである。

また、受付シートの事後経過の欄に記載された内容の一部は、通報者と監察課職員の会話内容、通報後の現地調査、現地調査後の工事関係者である法人に対する依

頼書の送付等の経過についての情報であり、その公開により、当該法人が工事を行った建築物が建築基準法に適合していない違法建築物であるといった推測をされることによる企業イメージの低下、当該法人の財産、名誉、社会的評価、社会的信用及び社会的活動の自由等を損ない、当該法人の財産、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、条例第7条第2号ただし書に該当しないため、同号に規定する非公開情報に該当する。

さらに、受付シートの注意事項及び事後経過の一部の内容は、担当者の所見、担当者間のメモ、関係機関や法人担当者との会話内容等、当該建築物の違反の有無に関する調査情報を含んでおり、監察課が違反に対する行政指導を行う前に内容を公開することにより、法令違反建築物の監視及び指導処理業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号に規定する非公開情報に該当する。

(3) 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書（以下「報告書」という。）について（文書4）

報告書には、監察課から送付された依頼書を受けて、工事関係者が行った当該建築物の法適合に係る調査に関する報告内容が記載されている。

報告書に記載されている個人の氏名、電話番号及び写真の一部については、いずれも個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められ、かつ条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、同号に規定する非公開情報に該当するものである。

報告書に記載されている個人の印影については、その公開により、偽造あるいは転用が可能であることに加え、特定の個人が識別され得る情報であり、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められ、かつ条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため、同号に規定する非公開情報に該当するものである。

報告書に記載されている法人の印影については、その公開により、偽造あるいは転用され、当該法人の事業運営が損なわれるおそれがある。また、報告書に記載されている法人の名称、住所、電話番号並びに質疑事項回答の一部は、その公開により、当該法人が工事を行った建築物が建築基準法に適合していない違法建築物であるといった推測をされることによる企業イメージの低下、当該法人の名誉、社会的評価、社会的信用及び社会的活動の自由を損ない、当該法人の財産、権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当する。

報告書に記載されている質疑事項回答の一部は、当該建築物の違反の有無に関する調査情報を含んでおり、監察課が違反に対する行政指導を行う前に内容を公開することにより、法令違反建築物の監視及び指導処理業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第5号に規定する非公開情報に該当する。

報告書に添付されている図面のうち建築物内部に関する部分については、個人の財産等に関する情報であって、これを公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当し



ないため、同号に規定する非公開情報に該当するとともに、これを公にすることにより犯罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の観点から人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるため条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当する。

(4) 非公開情報について

以上より、依頼書に記載の情報のうち工事関係者名称、報告を求める内容、報告を求める理由及び注釈に記載された非公開情報、受付シートに記載の情報のうち苦情内容、通報者、注意事項及び事後経過の欄に記載された非公開情報、報告書に記載の情報のうち法適合性の疑義に関する内容、建築物内部に関する部分、個人の氏名、電話番号、写真、印影及び法人の名称、住所、電話番号、印影を非公開とする。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「当方とのお約束で各法律の条文を文書に示して頂けるとのことでしたが、それがなされていなかったため」と主張しているが、「お約束」とは何を意味するものか不明である。なお、非公開とした理由については、令和4年3月22日付け大計監第438号の部分公開決定通知書に既に記載している。

(6) 小括

以上の考え方により本件決定を行ったものであり、本件決定に何ら違法又は不当というべき点はない。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開の義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

### 2 争点

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、上記第2.1ア及びイの調査資料一式を除く公文書について、不存在による非公開決定を行ったことに対し、審査請求人は、同公文書は存在する旨、主張している。

また、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、上記第2.1ア及びイの調査資料

一式の公文書について、部分公開決定を行ったことに対し、審査請求人は、実施機関が特定した公文書を前提に、非公開部分を公開すべき旨、主張している。

さらに、審査請求人は、意見書にて、審査請求人と実施機関のやり取り等について記録されていない内容があること及び審査請求人の提出した資料が対象文書に含まれていない旨を主張している。

したがって、本件各審査請求における争点は、①本件決定1に係る公文書の存否、②本件決定2に係る非公開部分の条例第7条各号への該当性、③記録されていないやり取り等があることの妥当性、及び④審査請求人の提出した資料が対象文書に含まれていないことの妥当性である。

### 3 争点①について

#### (1) はじめに

実施機関は、本件決定1において、本件請求に係る上記第2. 1アの建物についての「請求時点までの間に大阪市が保有している確認申請図書一式」、上記第2. 1イの建物についての「請求時点までの間に大阪市が保有している確認申請図書一式」、上記第2. 1ウの建物についての「請求時点までの間に大阪市が保有している確認申請図書一式」及び「計画調整局建築指導部監察課が当該建築物における建築基準法上の適合性に係る調査を行った際に収受又は作成した資料」について、存在しないとした。

そこで、これらの各公文書が存在しないとした、実施機関の判断について、以下、検討する。

#### (2) 公文書の存否について

ア 上記第2. 1アからウの建物に係る「請求時点までの間に大阪市が保有している確認申請図書一式」の存否について

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の3第5項第1号によれば、実施機関が説明するとおり、建築主事による建築確認であるか、及び国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）による建築確認であるかのいずれかを問わず、その建築確認の申請に係る書類については、特定行政庁である大阪市長において、確認済証の交付の日から15年間の保存が必要であることが認められる。なお、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の2第6項は、上記指定確認検査機関が建築確認済証の交付を行った場合において、特定行政庁に対する所定の様式に従った報告書の提出を求めるところであるが、「確認申請図書一式」の提出は規定されていない。

また、実施機関の説明によれば、本件請求時点から過去15年以内、すなわち、平成18年度以降に建築確認の申請が行われているのは、上記第2. 1アからウの建築物のうちイの建築物のみであり、指定確認検査機関に対して建築確認申請がなされたとのことである。

以上のことからすれば、上記第2. 1ア及び同ウの建築物に係る「確認申請図書一式」については、法令の定める保存期間を経過しているものであると認めら

れる。なお、審査請求人は、上記第3. 3(3)にて上記第2. 1アの建築物は、令和3年度に建築確認申請をすべき工事を行ったにもかかわらず、申請が行われなかった結果、存在すべき「確認申請図書一式」がない旨を主張していると思われるが、当審査会は、建築確認申請の要否を判断するものではなく、審査請求人の主張を前提としても、実際に申請が行われていない以上、これらの公文書が存在しないとする実施機関の判断について、特段の疑義は認められない。

また、上記第2. 1イの建築物に関しては指定確認検査機関に対して「確認申請図書一式」が提出されたものであると認められることから、上記保存期間が経過していないものであるとしても、実施機関において取得しておらず、故にこれらの公文書が存在しないとする実施機関の判断についても、特段の疑義は認められない。

イ 上記第2. 1ウの建物に係る「計画調整局建築指導部監察課が当該建築物における建築基準法上の適合性に係る調査を行った際に収受又は作成した資料」の存否について

実施機関の説明によれば、上記第2. 1ウの建築物については、計画調整局建築指導部監察課において、建築基準法上の適合性に係る調査を行っていないとのことであり、この点を疑わせる特段の事情も認められないことから、上記第2. 1ウの建物に係る「計画調整局建築指導部監察課が当該建築物における建築基準法上の適合性に係る調査を行った際に収受又は作成した資料」は存在しないとする実施機関の判断について、特段の疑義は認められない。

(3) 小括

以上のことから、本件決定1について、違法ないし不当というべき点は認められない。

4 争点②について

(1) はじめに

実施機関は、本件決定2において公開しないものとした部分の非公開の理由として、条例第7条第1号、同条第2号、同条第5号、及び同条第6号をそれぞれ根拠として摘示している。

そこで、以下では、これらの各号の基本的な考え方を示したうえで、文書1から文書5について実施機関が非公開とした部分につき、項目毎に、実施機関が主張する条例第7条各号該当性を論ずるものとする。

(2) 実施機関が該当性を主張する条例第7条各号の基本的な考え方について

ア 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非公開とすること

を規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

イ 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として非公開とすることを規定している。そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

ウ 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

エ 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、公共の安全と秩序の維持を図るため、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査等に支障が生じると認められる情報を非公開とすることを規定している。

ここで、「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護…に支障が生じると認められる情報」とは、例えば、公にすることにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれ

があると認められる情報等が該当する。

もっとも、同号の適用に際しては、公共の安全と秩序の維持という概念を拡大解釈しないように、公にすることにより生じる支障の内容や程度を具体的かつ客観的に判断した上で、慎重な運用に努めなければならないと解される。

(3) 条例第7条各号該当性について

ア 依頼書について（文書1、文書3）

(7) 前提

審査会において、依頼書を見分したところ、実施機関の主張のとおり、依頼書は、監察課において建築基準法の違反疑義がある建築物の法適合性の確認を行うため、依頼先の工事関係者である法人に対し報告を求めるものであり、依頼書には当該建築物との関係、当該法人の名称、報告を求める建築物概要、報告を求める内容（文書1に限る）、報告を求める図書（文書3に限る）、報告を求める理由、報告期限及び報告先の項目及び注釈が記載されていること、建築物の写真及び送付先リストが添付されていることが認められる。

また、文書3の依頼書の項目及び添付書類である送付先リストの宛先には、当該法人の担当者名が記載されている。

(イ) 条例第7条第1号該当性

上記(7)記載の依頼書の項目及び添付文書のうち、建築物の写真には、実施機関の指摘のとおり、車両のナンバープレートが写り込んでいることが認められるが、当該車両の外観には、法人名や電話番号等の記載は認められないことから、実施機関が主張するとおり、当該車両について明らかに法人の所有している車両であるとは言えず、これらが個人の所有する車両である可能性があることが認められる。

したがって、上記建築物の写真に写り込んでいる車のナンバープレートについては、個人に関する情報であり、他の情報との照合により、特定の個人が識別され得る情報であることが認められる。

また、当該情報につき、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウに該当すべき事情は認められない。

以上のことから、当該情報は、条例第7条第1号に該当する。

(ロ) 条例第7条第2号該当性

上記(7)記載の依頼書の項目のうち、当該建築物との関係、当該法人の名称、報告を求める内容（文書1に限る）、報告を求める理由及び注釈の一部並びに送付先リストに記載されている送付先、郵便番号及び住所に係る情報は、上記(7)のとおり、依頼書が監察課において建築基準法の違反疑義がある建築物の法適合性の確認を行うために依頼先の工事関係者である法人に対し報告を求めるものであることを踏まえれば、これを公にすることにより、当該法人が工事を行った建築物が、建築基準法に適合していない違法建築物であるといった推測をされるおそれがあり、これにより、当該法人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれ、当該法人の財産、権利及び競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあるものと認められ、また、条例第7条第2号ただし書に該当すべき事情は認められない。

しかしながら、依頼書が、建築基準法の違反疑義がある建築物の法適合性の確認を行うため、依頼先の工事関係者である法人に対し報告を求めるものであることは、実施機関から審査請求人に送付した弁明書に記載していることを踏まえると、上記(7)記載の依頼書の項目のうち、報告を求める内容(文書1に限る)、報告を求める理由及び注釈の一部については、公にしたとしても、既に弁明書に記載された内容であり、改めて当該法人等の権利を害するおそれは認められないことから、条例第7条第2号に該当しない。

また、文書3では、当該法人の担当者名が条例第7条第2号に該当することを理由に非公開となっている。この点について、実施機関に確認をしたところ、「社員名を公開することにより、違反通報にかかわる法人が特定される可能性があり、それにより当該法人のイメージの低下につながるため」との回答を受けた。

しかしながら、一般的に法人の担当者名から法人が特定されるおそれがあるとは言えないことから、法人の担当者名が、条例第7条第2号に該当するとは認められない。ただし、法人の担当者名は、個人に関する情報であり、他の情報との照合により、特定の個人が識別され得る情報であって、かつ条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウに該当すべき事情は認められないことから、同条第1号に該当するため、本件決定2の非公開事由に誤りはあるが、非公開としたことは妥当である。

以上のことから、当該情報のうち、当該建築物との関係、当該法人の名称、送付先リストに記載されている送付先、郵便番号及び住所は、条例第7条第2号に該当するが、法人の担当者名は、同条第1号に該当し、報告を求める内容(文書1に限る)、報告を求める理由及び注釈の一部は、条例第7条第2号に該当せず、公開すべきである。

#### イ 受付シートについて(文書2、文書5)

##### (7) 前提

当審査会において受付シートを見分したところ、実施機関が主張するとおり、同受付シートには、場所(通報の対象)、苦情内容、通報者、注意事項、応対日、応対者及び事後経過の項目があり、このうち苦情内容の欄には通報者の指摘する建築物の問題点、通報者の欄には通報者の氏名、性別及び電話番号、注意事項には通報に係る通報者からの情報、事後経過の欄には通報者の氏名、通報者と監察課職員のやり取り、通報後の現地調査及び現地調査後の建物所有者に対する依頼書の送付等の経過が記載されていることが認められる。

##### (イ) 条例第7条第1号該当性

上記(7)記載の受付シートの項目のうち、通報者の氏名、性別、電話番号並びに苦情内容、注意事項及び事後経過の内容の一部に係る情報については、当該情報及び他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報であ

ると認められるうえ、当該通報に係る対応についての経過が公になることにより、当該通報者個人の権利利益を害するおそれがあることが認められる。

また、当該情報につき、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウに該当すべき事情は認められない。

以上のことから、当該情報は、条例第7条第1号に該当する。

(ウ) 条例第7条第2号該当性

上記(7)記載の受付シートの項目のうち、苦情内容及び事後経過の欄に記載された内容の一部に係る情報は、通報者と監察課職員の会話内容、通報後の現地調査、現地調査後の工事関係者である法人に対する依頼書の送付等の経過についての情報であることが認められ、これを公にすることにより、当該法人が工事を行った建築物が建築基準法に適合していない違法建築物であるといった推測をされるおそれがあり、当該法人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を損ない、当該法人の財産、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、当該情報につき、条例第7条第2号ただし書に該当すべき事情は認められない。

以上のことから、当該情報は、条例第7条第2号に該当する。

(エ) 条例第7条第5号該当性

上記(7)記載の受付シートの項目のうち、注意事項及び事後経過の一部の内容に係る情報は、担当者の所見、担当者のメモ、関係機関や法人担当者との会話内容等、当該建築物の違反の有無に関する調査情報を含むものがあることが認められる。よって、担当部署が当該建築物の違反に対する行政指導を行う前にかかる情報を公開することにより、当該指導の対象者における違反行為を助長したり、事実の隠蔽等の機会を与えてしまう等、実施機関による法令違反の建築物の監視及び指導処理業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

以上のことから、当該情報は、条例第7条第5号に該当する。

ウ 報告書について（文書4）

(7) 前提

当審査会において報告書を見分したところ、実施機関の主張するとおり、報告書には、監察課から送付された依頼書を受けて、工事関係者が行った当該建築物の法適合に係る調査に関する報告内容が記載されており、具体的には、個人の氏名、印影、電話番号及び写真の一部の他、法人の印影、調査に係る質疑事項回答等が記載されており、建築物の図面も添付されていることが認められる。

(イ) 条例第7条第1号該当性

上記(7)記載の報告書の項目のうち、個人の氏名、電話番号及び写真の一部に係る情報については、いずれも個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報で

あると認められる。

また、当該情報は、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウに該当すべき事情は認められない。

上記(7)記載の報告書の項目のうち、個人の印影に係る情報については、これを公にすることにより、かかる情報について偽造あるいは転用が可能となることに加え、特定の個人が識別され得る情報であることが認められ、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

また、当該情報は、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウに該当すべき事情は認められない。

以上のことから、これらの情報は条例第7条第1号に該当する。

(ウ) 条例第7条第2号該当性

上記(7)記載の報告書の項目のうち、法人の印影に係る情報については、これを公にすることにより、かかる情報について偽造あるいは転用され、当該法人の事業運営が損なわれるおそれがあることが認められる。

また、上記(7)記載の報告書の項目のうち、法人の名称、住所、電話番号並びに質疑事項回答の一部に係る情報は、上記(7)に記載の本報告書の趣旨、目的に照らせば、かかる情報を公にすることにより、当該法人が工事を行った建築物が建築基準法に適合していない違法建築物であるといった推測がなされ、これにより、当該法人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を損ない、以て、当該法人の財産、権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

また、当該情報につき、条例第7条第2号ただし書に該当すべき事情は認められない。

以上のことから、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

(エ) 条例第7条第5号該当性

上記(7)記載の報告書の項目のうち、質疑事項回答の一部に係る情報は、当該建築物の違反の有無に関する調査情報を含むものであり、担当部署が違反に対する行政指導を行う前に当該情報を公開することにより、当該指導の対象者における違反行為を助長したり、事実の隠蔽等の機会を与えてしまう等、実施機関による法令違反の建築物の監視及び指導に係る業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

以上のことから、当該情報は、条例第7条第5号に該当する。

(オ) 条例第7条第1号及び同条第6号該当性

上記(7)記載の報告書の項目のうち、報告書に添付されている図面中の建築物内部に関する部分に係る情報については、当該建築物を所有等している個人の財産等に関する情報であると認められ、かかる情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、当該情報につき、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウに該当すべき事情は認められない。



さらに、当該情報は、これを公にすることにより、建築物の内部構造等が明らかになることから、当該情報を入手した者による当該建築物への不法な侵入等、犯罪を誘発・助長するおそれがあり、防犯上の観点から、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるものであることが認められる。

以上のことから、当該情報は、条例第7条第1号及び同条第6号に該当する。

#### (4) 小括

以上のことから、本件決定2について、別表に掲げる部分は、条例第7条第2号に該当せず、公開すべきである。

### 5 争点③について

#### (1) はじめに

審査請求人は、上記第3. 3(1)、(2)、(5)、(7)、(8)のとおり、審査請求人と実施機関のやり取り等が記録されておらず、他に特定すべき公文書がある旨を主張していると考えられる。

そこで、実施機関の判断等について、以下、検討する。

#### (2) 記録がないことの妥当性について

##### ア 第3. 3(1)、(2)、(7)について

計画調整局建築指導部監察課では、市民等から通報を受けた場合、違反と思われる内容や工事関係者の情報、現場の状況など、今後の調査や指導に必要となる事項の要旨を「通報関係受付シート」に記録しているとのことである。

そして、「説明責任を果たすための公文書作成指針」には、作成、保存管理を特に徹底すべき公文書の具体例として、「作業に係る業務日誌」等の「事務及び事業の実績」が記載されているものの、市民等とのやり取り等について、すべからず記録すべきとまでは解されないため、記録されていないやり取りがあることのみをもって、不合理、不自然とまでは認められない。

また、上記第3. 3(2)のとおり、審査請求人は、計画調整局建築指導部監察課の弁明書には、消防局から通報を受けた事実はない旨を述べられているが、令和3年11月に消防局から計画調整局へ通報が行われており、記録も存在していると主張している。

しかし、弁明書には、上記第2. 1ウの建築物について消防局からの連絡がないことが記載されているものの、上記第2. 1ア～ウの建築物全てについて、消防局から連絡がないとは述べられていない。さらに、審査請求人から提出された当該通報の記録を確認したところ、上記第2. 1アの建築物に関する記録であり、上記第2. 1ウの建築物について消防局からの連絡がないとする弁明書の記載と矛盾はない。

これらを踏まえ、当審査会にて対象文書を確認したところ、違法又は不当というべき点はなく、実施機関の判断について、特段の疑義は認められない。

##### イ 第3. 3(5)について

審査請求人は、計画調整局建築指導部監察課の職員が、審査請求人について違法建築を行ったA社の被害者だと言った記録がない旨を主張している。

この点について、実施機関に確認したところ、「『審査請求人は建築基準法違反による被害者である。』との趣旨の発言をした事実はありません」という旨の回答を受けた。

当該発言の有無について、真偽は不明であるものの、上記ア記載のとおり、市民等とのやり取り等について、すべからず記録すべきとまでは解されないため、記録が存在しないとする実施機関の判断について、疑義があるとまでは認められない。

#### ウ 第3. 3(8)について

審査請求人は、令和4年6月3日や令和5年5月16日にあったやり取り等に関し、記録がない旨を主張している。

公文書公開請求が行われた場合、対象文書は、公開請求時点で「当該実施機関の保有する公文書」とであると解されており、本件請求は、令和4年2月4日に行われている。

そのため、審査請求人の主張に係る記録が作成されていたとしても、本件請求後に作成されたものであり、本件請求の対象文書とはならないことから、審査請求人の主張は認められない。

#### (3) 小括

以上のことから、実施機関の判断について、違法又は不当というべき点は認められない。

### 6 争点④について

#### (1) はじめに

審査請求人は、上記第3. 3(4)、(6)において、審査請求人が提出した文書が本件決定の対象文書に含まれておらず、他に特定すべき公文書がある旨を主張していると考えられる。

一方、実施機関に、審査請求人が提出した文書が対象文書に含まれていない理由を確認したところ、「請求人が当課あてに提出した文書は当然に請求人がその原本を所有していることから、請求人に説明のうえ、請求人から収受した文書以外の『監察課が建築基準法上の適合性に係る調査を行った際に収受又は作成した資料』を対象文書とした旨の回答を受けた。

そこで、実施機関の判断について、以下、検討する。

#### (2) 審査請求人の提出した資料が対象文書に含まれていないことの妥当性について

対象文書が特定しにくい場合や、対象範囲が広い場合には、各所属から請求者に請求内容を確認し、場合によっては、請求内容の補正を行うことが考えられる。

実施機関によると、本件請求にあたり、審査請求人に説明の上、審査請求人から収受した文書以外を対象文書としたとのことである。前述のやり取りの有無について、真偽は不明であるものの、審査請求人から収受した文書以外を対象文書とする

のであれば、補正の有無に係る争いを避けるためにも、公開請求書を補正し、補正内容を審査請求人に送付すべきであった。

しかしながら、本件について公開請求書の補正は行われておらず、請求内容から審査請求人から収受した文書以外の「監察課が建築基準法上の適合性に係る調査を行った際に収受又は作成した資料」を対象文書とすることは認められない。

### (3) 小括

以上のことから、本件決定2について、「監察課が建築基準法上の適合性に係る調査を行った際に収受又は作成した資料」を審査請求人から提出された文書を含めた上で、改めて特定すべきである。

## 7 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として「当方とのお約束で各法律の条文を文書に示して頂けるとのことでしたが、それがなされていなかったため」と主張しているが、公文書の公開請求に係る審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 8 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

## 9 付言

本件決定2については、文書2及び5の【公開しないこととした部分】に「関係者の氏名、性別、電話番号」の項目があるにもかかわらず、【上記の部分を開示しない理由】に記載がないこと、また、文書2の「苦情内容」の項目に条例第7条第2号に該当する情報が含まれているが、【上記の部分を開示しない理由】に言及がないことから、公開をしない理由の記載に漏れがあるものと考えられる。

この点については、決定通知書の作成にあたり、実施機関の確認が不十分であったと言わざるを得ず、今後、実施機関において公開決定等を行う場合には、記載内容の確認に一層留意するよう努められたい。

なお、公開をしない理由の記載に誤りがあったものの、特定した公文書の非公開部分は適当であったという意味で、結論において妥当である。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷 真理、委員 奥村 裕和、委員 村田 尚紀

(参考) 答申に至る経過

令和3年度諮問受理第6、7号

| 年 月 日      | 経 過           |
|------------|---------------|
| 令和4年4月22日  | 諮問書の受理        |
| 令和4年9月15日  | 実施機関からの意見書の収受 |
| 令和4年11月15日 | 調査審議          |

|            |                |
|------------|----------------|
| 令和4年12月13日 | 実施機関の陳述、調査審議   |
| 令和5年1月17日  | 調査審議           |
| 令和5年2月15日  | 調査審議           |
| 令和5年3月14日  | 審査請求人の陳述、調査審議  |
| 令和5年5月24日  | 調査審議           |
| 令和5年6月30日  | 審査請求人からの意見書の収受 |
| 令和5年7月5日   | 調査審議           |
| 令和5年8月31日  | 調査審議           |
| 令和5年9月14日  | 調査審議           |
| 令和5年12月26日 | 答申             |

別表 公開すべき部分

| 該当箇所 |    |                      | 概要                                                                       |
|------|----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 対象文書 | 枚目 | 項目                   |                                                                          |
| 文書1  | 3  | 「2.報告を求める内容」欄        | 「依頼書が、建築基準法の違反疑義がある建築物の法適合性の確認を行うため、依頼先の工事関係者である法人に対し報告を求めるものであること」を示す部分 |
|      |    | 「3.報告を求める理由」欄        |                                                                          |
|      |    | 「4.報告期限及び報告先」欄の注釈の一部 |                                                                          |
| 文書3  | 3  | 「3.報告を求める理由」欄        |                                                                          |
|      |    | 「4.報告期限及び報告先」欄の注釈の一部 |                                                                          |